

柏市公的介護施設等整備等補助金交付要綱

制定 平成19年 3月27日

施行 平成19年 3月27日

(目的等)

第1条 この要綱は、公的介護施設等の整備等を行う事業者に対し、柏市公的介護施設等整備等補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、公的介護施設等の適切な整備等を図り、もって高齢者福祉の向上に資することを目的とする。

2 補助金の交付に関しては、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金実施要綱（平成18年5月29日付け老発第0529001号。以下「国実施要綱」という。）、地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金交付要綱（平成24年7月17日付け厚生労働省発老0717第2号。以下「国交付要綱」という。）、千葉県介護施設等整備事業交付金実施要綱（平成27年7月22日制定。以下「県実施要綱」という。）及び千葉県介護施設等整備事業交付金交付要綱（平成27年7月31日制定。以下「県交付要綱」という。）並びに柏市補助金等交付規則（昭和60年柏市規則第29号。以下「規則」という。）その他法令等に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公的介護施設等 国実施要綱及び県実施要綱により交付金の対象とされている施設をいう。
- (2) 整備計画 国実施要綱及び県実施要綱の規定により作成した公的介護施設等の整備計画及び整備事業計画書をいう。
- (3) 公的介護施設等の整備等 別表の第1欄に掲げる施設等の整備又は事業の実施であって、整備計画に基づくものをいう。
- (4) 特別養護老人ホーム 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第8条第27項に規定する介護老人福

祉施設をいう。

- (5) 地域密着型特別養護老人ホーム 法第8条第22項に規定する地域密着型介護老人福祉施設をいう。
- (6) ユニット 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号。以下「特養ホーム設備等基準」という。）第32条に規定するユニット又は指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第93条第1項若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）第73条第1項に規定する共同生活住居をいう。
- (7) 認知症高齢者グループホーム 法第8条第20項に規定する認知症対応型共同生活介護の事業を行う住居をいう。
- (8) 小規模多機能型居宅介護事業所 法第8条第19項に規定する小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。
- (9) 介護予防拠点 要介護状態等（法第2条第1項に規定する要介護状態等をいう。以下同じ。）となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止のため必要な事業を行う拠点をいう。
- (10) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護（以下「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」という。）の事業を行う事業所（同項第2号に規定する訪問看護を行う事業所を除く。）をいう。
- (11) 看護小規模多機能型居宅介護事業所 法第8条第23項に規定する複合型サービスの事業を行う事業所をいう。
- (12) スプリンクラー設備の整備 消防法（昭和23年法律第186号）の規定に基づくスプリンクラー設備の整備をいう。
- (13) 有料老人ホーム 老人福祉法（昭和38年法律第133号）第29条第1項に規定する有料老人ホームをいう。
- (14) 宿泊サービスを行う通所介護事業所 法第8条第7項に規

定する通所介護，同条第17項に規定する地域密着型通所介護，同条第18項に規定する認知症対応型通所介護又は法第8条の2第13項に規定する介護予防認知症対応型通所介護の指定を受けた事業者のうち，当該指定を受けた事業所（以下「指定通所介護事業所等」という。）の営業時間外に，その設備を利用し，当該指定通所介護事業所等の利用者に対し，排せつ，食事等の必要な介護などの日常生活上の世話について，夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスとして提供を行う指定通所介護事業所等をいう。

- (15) 個室 特養ホーム設備等基準第11条第3項第1号に規定する居室のうち，その定員が1人のものをいう。
- (16) 多床室 特養ホーム設備等基準第11条第3項第1号に規定する居室のうち，その定員が2人以上のものをいう。
- (17) 特別養護老人ホームのユニット化 個室又は多床室で構成された既存の特別養護老人ホームを，特養ホーム設備等基準第32条に規定するユニット型特別養護老人ホームにすることをいう。
- (18) 特別養護老人ホーム（多床室）のプライバシー保護 多床室で構成された既存の特別養護老人ホームを，厚生労働大臣が定める施設基準（平成27年厚生労働省告示第96号）第43号口で規定する整備をすることをいう。
- (19) 介護予防・生活支援拠点 法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業の実施のために，高齢者の介護予防教室などの多様な集いの場や，見守りや安否確認などの生活支援の活動を行う拠点をいう。
- (20) 防災改修等支援事業 利用者等の安全性確保等の観点から老朽化に伴う大規模な修繕等を実施する事業をいう。
- (21) 防犯対策強化等事業 公的介護施設等の防犯対策及び安全対策を強化するために必要な事業をいう。
- (22) 介護老人保健施設 法第8条第28項に規定する介護老人保健施設をいう。
- (23) 養護老人ホーム 老人福祉法第20条の4に規定する養護老人ホームをいう。

(24) 軽費老人ホーム 老人福祉法第20条の6に規定する軽費老人ホームをいう。

(25) 老人短期入所施設 法第8条第9項に規定する短期入所生活介護をいう。

(対象)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、公的介護施設等の整備等を行う事業者（以下「補助事業者」という。）とする。なお、別表の地域密着型特別養護老人ホームの整備の項から看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備の項までに記載の施設等を運営する法人に有償で貸し付ける目的で整備する土地所有者も対象とする。この場合、当該法人が事業実施に当たって適当な法人であることの確認を行った上で、選定されていることを前提とし、経営が安定的・継続的に行われるよう、当該法人が次の各号に掲げる要件を満たしていることを条件とする。

(1) 貸与を受ける建物について、施設を運営する事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記すること。

(2) 賃借料は、地域の水準に照らして適正な額以下であるとともに、安定的に賃借料を支払い得る財源が確保されていること。

(3) 賃借料及びその財源が収支予算書に適正に計上されており、当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払い可能であると認められること。

2 補助金交付の対象とする事業（以下「補助事業」という。）は公的介護施設等の整備等とし、補助金交付の対象とする経費（以下「対象経費」という。）は別表の第1欄に掲げる補助事業ごとにそれぞれ同表の第3欄に掲げるとおりとする。

(補助金の基準額)

第4条 補助金の基準額は、別表の第1欄に定める補助事業の対象施設ごとに、第3欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人の場合は、寄付金収入額を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を選定し、選定された額と第2欄に定める交付基準単価とを比較して少ない方の額とする。なお、国交付要綱に基づ

く補助事業の場合にあっては、1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前条の規定により算出した基準額の10分の10の額、かつ、国交付要綱又は県交付要綱に基づき市に交付される交付金の額の範囲内とする。なお、別表の第1欄の補助事業のうち、防犯対策強化等事業の補助金の額については、前条の規定により算出した基準額に2分の1を乗じて得た額と同基準額に4分の1を乗じて得た額を合算した額とする。この場合において、乗じて得た額に1,000円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

(申請書添付書類)

第6条 規則第2条第3項に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工程表
- (2) 建築確認通知書の写し及び設計図書
- (3) 登記事項証明書
- (4) 借地の場合にあっては、借地契約書の写し
- (5) 定款、規約、役員履歴及び収支予算書
- (6) 前年度事業の実績を記した書類(事業報告書、収支決算書等)
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

(標準処理期間)

第7条 申請書の提出から補助金の交付の可否の決定までに要する標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第8条 規則第4条第1項第6号に規定するその他市長が必要と認める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 補助事業に要する経費について、それぞれの事業間の経費の配分の変更は承認しないものとする。
- (2) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど、市が行う契約手続の取扱いに準拠すること。

(3) 補助事業者が補助事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならないこと。

(4) 国交付要綱に基づく補助事業の場合にあっては、この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便書等寄付金配分金の交付を受けてはならないこと。

(5) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならないこと。ただし、共同募金会に対してなされた指定寄付金を除く。

2 規則第4条第2項に規定する補助事業等の完了後においても従う事項は、次に掲げるものとする。

(1) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図ること。

(2) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金にかかる消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は速やかに市長に報告すること。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、市長に報告があった場合は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることがあること。

(3) 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を、国交付要綱に基づく補助事業の場合にあっては交付金の額の確定の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間、また県交付要綱に基づく補助事業の場

合にあっては補助事業完了の日（補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管すること。

ただし、補助事業により取得し、又は効用の増加した単価30万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は国交付要綱に基づく補助事業の場合にあっては補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日の、また県交付要綱に基づく補助事業の場合にあっては減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「耐用年数省令」という。）で定めている耐用年数を経過する日のいずれか遅い日まで保管すること。

（実績報告書添付書類）

第9条 規則第12条に規定する市長が別に定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 施設等整備等補助金精算額内訳書
- (2) 工事請負契約書又はそれに代わるもの
- (3) 工事費仕様書、支出済工事費費目別内訳書、工事事務費費目別内訳書等の写し
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定による検査済証の写し又はそれに代わるもの
- (5) 対象事業に係る設計図、平面図等の写し
- (6) 対象事業に係る施設等のしゅん工写真
- (7) その他市長が特に必要と認める書類

2 市長は、前項の添付書類の全部又は一部を省略することがある。

（実績報告書提出期限）

第10条 実績報告書の提出期限は、対象事業を完了した日から起算して30日を経過した日又は対象事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日とする。

（概算払）

第11条 市長は、必要があると認めるときは、補助金を概算払に

より交付することがある。

(処分の制限)

第12条 補助事業により取得し，又は効用の増加した不動産及びその従物並びに補助事業により取得し，又は効用の増加した単価30万円以上の機械，器具及びその他の財産については，規則第17条に規定する市長の承認を受けないで，当該補助金の交付の目的に反して使用し，譲渡し，交換し，貸し付け，担保に供し，取壊し，又は廃棄してはならない財産とする。ただし，国交付要綱に基づく補助事業の場合にあっては適化法施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過したとき，また県交付要綱に基づく補助事業の場合にあっては耐用年数省令で定める耐用年数を経過したときは，この限りでない。

2 前項の規定により，市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には，その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は，市長が別に定める。

附 則

この要綱は，平成19年3月27日から施行し，平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は，平成21年2月13日から施行し，改正後の柏市公的介護施設等整備等補助金交付要綱の規定は，平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は，平成21年10月28日から施行する。

附 則

この要綱は，平成21年12月10日から施行する。

附 則

この要綱は，平成22年9月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年3月18日から施行し、改正後の柏市公的介護施設等整備等補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年11月4日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年7月13日から施行し、改正後の柏市公的介護施設等整備等補助金交付要綱の規定は、同月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年8月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年6月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年9月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年10月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月14日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年1月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年11月15日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年11月26日から施行する。

別表（第2条第2号，第3条第2項，第4条第2項）

1 補助事業	2 交付基準 単価	3 対象経費
地域密着型特別養護老人ホームの整備	450万円× 整備床数	整備計画に 基づく事業
認知症高齢者グループホームの整備	※3,360万円 ／1施設	（施設の整備 と一体的に整 備されるもの であって，市 長が必要と認 めた整備を含 む。）に必要
ユニットの増設	※3,360万円 ×増ユニット 数（1ユニッ トを限度とす る）	な工事費又は 工事請負費及 び工事事務費 （工事施工の ため直接必要 な事務に要す る費用であつ て，旅費，消 耗品費，通信 運搬費，印刷 製本費，設計 監督料等をい い，その額は ，工事費又は 工事請負費の 2.6パーセン トに相当する 額を限度とし る。）。
ユニット増設を伴わない居室の増床	※3,360万円 ÷9×増床数	但し，別の 負担金，補助 金等において 別途負担，補 助等の対象と される費用を 除き，工事費 又は工事請負
小規模多機能型居宅介護事業所の整備	※3,360万円 ／1施設	
宿泊定員の増員を伴う施設の増築	※1,680万円 ÷9×増床数	
介護予防拠点の整備（地域医療介護総合確保基金管理運営要領で整備助成対象とするものに限る。）	891万円 ／1施設	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の整備	594万円 ／1施設	
看護小規模多機能型居宅介護事業所の整備	※3,360万円 ／1施設	
宿泊定員の増員を伴う施設の増築	※1,680万円 ÷9×増床数	

平成 27 年 3 月 31 日以前から存する下記の施設におけるスプリンクラー設備等の整備 ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・有料老人ホーム ・宿泊サービスを行う通所介護事業所（平成 27 年 3 月 31 日以前から宿泊事業を実施している場合に限る）		費には、これと同等と認められる委託費及び分担金並びに適当と認められる購入費等を含む。 なお、認知症高齢者グループホームのユニットの増設及びユニットの増設を伴わない居室の増床並びに小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊定員の増員を伴う施設の増築については初回限りとする。
1,000 ㎡未満の上記施設にスプリンクラーを設置する場合	対象施設ごと 1 ㎡当たり 9,710 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	
1,000 ㎡未満の上記施設にスプリンクラーを設置する場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合	対象施設ごと 1 ㎡当たり 9,710 円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額と 244 万円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	
300 ㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所及び宿泊サービスを行う通所介護事業所に自動火災報知設備を整備する場合	108 万円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 / 1 施設	
500 ㎡未満の小規模多機能型居宅介護事業所及び宿泊サービスを行う通所介護事業所に消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	32.5 万円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 / 1 施設	
既存の下記の施設における防災改修等支援事業		
・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模介護老人保健施設	1,540 万円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 / 1 施設	
・小規模養護老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・その他地域医療介護総合確保基金管理運営	773 万円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額 / 1 施設	

	要領の別記 1-1 介護施設等の整備に関する事業の 2 対象事業 (1) 地域密着型サービス等整備助成事業の対象施設であって、市長が必要と認めた施設	
既存の下記の施設における非常用自家発電設備整備事業		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム (ケアハウス・A 型・B 型) ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 養護老人ホーム 	459 万円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 認知症高齢者グループホーム 	773 万円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額
既存の特別養護老人ホームのユニット化改修		
	「個室→ユニット化」改修	$119 \text{ 万円} \times \text{整備床数}$
	「多床室→ユニット化」改修	$238 \text{ 万円} \times \text{整備床数}$
	特別養護老人ホーム (多床室) のプライバシー保護のための改修	$73.4 \text{ 万円} \times \text{整備床数}$
既存の下記の施設における防犯対策強化等事業 ア 広域型施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特別養護老人ホーム ・ 介護老人保健施設 ・ 養護老人ホーム ・ 軽費老人ホーム ・ 老人短期入所施設 (併設を含む) イ 地域密着型施設等 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域密着型特別養護老人ホーム ・ 認知症高齢者グループホーム 		

・小規模多機能型居宅介護事業所
・看護小規模多機能型居宅介護事業所
ウ 有料老人ホーム
エ 宿泊サービスを行う通所介護事業所

(空き家を活用した整備)
認知症高齢者グループホーム，小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所については，空き家を活用して整備する場合，上記第2欄中の単価（※が付記されている金額）は全て891万円とする。